

令和8年度市道認定申請をされる方へ

市道認定は、下記の市議会に議案として提出されます。

1 受付期間の締切日

◎ <u>6月定例市議会</u>	<u>3月19日（木）</u>
◎ <u>9月定例市議会</u>	<u>6月19日（金）</u>
◎ <u>11月定例市議会</u>	<u>9月18日（金）</u>

2 道路敷地となるべき土地に、所有権移転登記に支障となる権利等（抵当権、地役権等）が設定されている場合は、それぞれ下記を締切日とします。

なお、提出後は速やかに抹消の手続きをしてください。

◎ <u>6月定例市議会</u>	<u>2月19日（木）</u>
◎ <u>9月定例市議会</u>	<u>5月19日（火）</u>
◎ <u>11月定例市議会</u>	<u>8月18日（火）</u>

※ 締切日以後は次回分として受け付けます。

3 市道認定基準、市道認定施行細則は、令和2年8月6日に改正され、令和2年8月14日から適用されます。

令和2年8月14日以後に申請される場合は、新しい市道認定基準、市道認定施行細則に適合するようにしてください。

※ 申請書の提出先は所在地を管轄する各区役所地域整備課、北区役所土木農林分室、各支所産業建設課です。

※ 締切日以前の提出であっても、

- ① 事前に岡山市担当者の現地調査を受けていない
- ② 現地調査による指摘事項が修正されていない
- ③ 必要書類が揃っていない

などに該当する場合は、申請書が提出されても、正式な受理とはならず、不備なものとして扱います。この場合、不備が解消された時点での受理となります。締切日を過ぎても解消されない場合は、次回以降の対象となります。